

○多賀城市工事請負代金の債権譲渡の承諾に係る事務取扱要領

(平成20年10月16日 市長決裁)

改正 平成21年4月1日 市長決裁

第1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、当該工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における債権譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 債権譲渡の承諾

1 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の承諾の対象となる工事は、工事請負代金の額が500万円以上の工事で、多賀城市工事請負契約約款（平成10年4月1日市長決裁。以下「契約約款」という。）第35条第1項及び第3項の規定による前払金並びに契約約款第35条の2第1項及び第3項の規定による中間前払金の支払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次に掲げる工事は除くものとする。

(1) 工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(2) 履行保証として役務的保証を付した工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、債権譲渡を承諾することが不相当であると市長が認める工事

2 譲渡を承諾する債権の範囲

譲渡を承諾することができる工事請負代金債権の範囲は、次に掲げる債権の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。この場合において、工事請負契約の変更等により工事請負代金の額に増減があった場合においては、それぞれ変更後の額をもって算定するものとする。

(1) 完成後の工事に係る工事請負代金債権 契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から既に支払いをした前払金及び部分払金の額並びに当該工事請負契約により生ずる遅延損害金等の市の請求権に基づく金額を控除した額

(2) 完成前に請負契約を解除した工事に係る工事請負代金債権 契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から既に支払いをした前払金及び部分払金の額並びに当該工事請負契約により生ずる違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額

3 債権譲渡の承諾に係る要件

債権譲渡の承諾は、次に掲げる要件がすべて満たされていなければすることができない。

(1) 債権譲渡の目的が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（当該組合をもって組織する協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合であること。

(2) 債権譲渡をしようとする工事請負代金債権が、第三者による差押え等を受けていな

いととも、質権等の権利が設定されていないこと。

(3) 債権譲渡をしようとする工事請負代金債権の全部又は一部が、既に譲渡されていないこと。

5 債権譲渡の承諾時期

債権譲渡を承諾することができる時期は、工事の出来高が当該工事に係る前払金と部分払金の額の合計額以上に到達したと認められる日以降で、かつ、契約約款第33条第1項の規定による工事請負代金の請求が行われていない時期とする。この場合において、当該工事が第2の1の(1)のアに掲げる工事である場合にあっては、「工事の出来高が当該工事」とあるのは、「最終年度の工事に係る出来高が当該最終年度の工事」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成21年4月1日市長決裁〕

第3 債権譲渡の承諾手続

1 債権譲渡の承諾に係る事務処理

債権譲渡の承諾に係る事務処理は、総務部管財課において行うものとする。

2 債権譲渡の承諾の手続き

(1) 元請負人から債権譲渡の承諾についての申出があったときは、次に掲げる書類を提出させるものとする。この場合において、次のアからウまでに掲げる書類については、元請負人と組合が連署して作成し、又は組合が必要な証明を付したものでなければならない。

ア 債権譲渡承諾申込書（様式第1号） 3通

イ 債権譲渡契約証書（様式第2号） 1通

ウ 工事履行報告書（様式第3号） 1通

エ 元請負人及び組合の印鑑証明書（発行日から3か月以内のものに限る。） 各1通

オ 保証人等の承諾書（保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合に限る。）

(2) 債権譲渡承諾申込書の提出があったときは、第2の1及び3に定める要件がすべて満たされていることを確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書により債権譲渡を承諾するものとする。この場合において、当該債権譲渡の承諾に伴う出来高の確認は、工事履行報告書の確認をもって行うものとする。

(3) 債権譲渡の承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申込み及び承諾の状況を管理するものとする。

(4) 元請負人による組合への融資の申込みに当たっては、組合に対し支払状況・支払計画書（様式第5号）を提出させるものとする。

(5) 元請負人が組合と債権譲渡契約を締結した場合には、債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書（様式第6号）を速やかに提出させるものとする。

(6) 総務部管財課長は、債権譲渡通知書の提出があったときは、速やかに当該工事を起工した課等の長にその旨を通知しなければならない。

(7) 工事を起工した課等の長は、(6)の規定による通知を受けたときは、遅滞なく当該工事に係る工事請負代金の振込先を債権譲渡を受けた組合の指定口座に変更するものとする。

第4 譲渡債権の支払手続

1 譲渡債権の支払に係る事務処理

第3に規定する手続きを経て譲渡された工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）の履行に係る支払の事務処理は、当該工事を起工した課等において行うものとする。

2 譲渡債権の履行に係る組合からの支払請求は、当該工事を起工した課等に対し次に掲げる書類を提出させることによって行わせるものとする。

(1) 請求書 1部

(2) 債権譲渡承諾書の写し（組合の原本証明を付したものに限り。） 1通

(3) 元請負人及び組合代表者の印鑑証明書（発行日から3か月以内のものに限り。） 各1通

(4) 債権譲渡契約証書の写し（組合の原本証明を付したものに限り。） 1通

3 組合から譲渡債権の履行に係る支払請求があったときは、当該譲渡債権が確定債権であることを確認の上、速やかに支払手続を行うものとする。

4 債権譲渡の承諾後においては、当該工事に係る前金払及び部分払をすることはできない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要領は、平成20年10月16日から施行する。

附 則（平成21年4月1日市長決裁）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。